

平成29年9月

「ワンセグ機能付き携帯電話の放送受信契約をめぐる千葉地裁松戸支部判決」
について

平成29年9月15日、千葉地方裁判所松戸支部で、ワンセグ機能付き携帯電話を所持することで放送受信契約を結ぶ必要があるかどうか争われた裁判の判決がありました。千葉地裁松戸支部は、「放送法64条で定めた『協会の放送を受信することのできる受信設備の設置』に該当し、放送受信契約を締結する義務があった」との判断を示しました。NHKの主張が認められた妥当な判決と受け止めています。